

石川県公報

平成 25 年 1 月 15 日
第 1 2 5 6 1 号 (火曜日)
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		目 次	
公有水面埋立て工事のしゅん功の認可	(河川課) 1	予防接種を行う医師に係る公告 (同)	2
予防疫種を行う医師に係る公告	(健康推進課) 2	大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	2
		県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (経営対策課)	3

告 示

石川県告示第14号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号。以下「法」という。) 第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成25年1月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 認可年月日

平成25年1月15日

2 認可を受けた者の名称

七尾市長 不嶋 豊和

3 埋立区域

(1) 位置

七尾市中島町浜田5部91番地先公有水面並びに同町河崎3部91番1、91番2、92番から95番まで、138番、141番及び143番に隣接する同町河崎レ部の道路である市有地の地先公有水面

(2) 区域

次のウの地点から𠂔の地点、ノの地点、ホの地点を順次直線で結んだ線、ホの地点からムの地点を半径17.5メートルの左廻りの円弧で結んだ線上を等距離に18分割した各地点を直線で結んだ線及びム地点とウの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

ウの地点 七尾市中島町浜田イ部25番地1 中島四等三角点 (北緯37度06分27秒、東経136度51分19秒) から119度17分37秒818.73メートルの地点

𠂔の地点 ウの地点から 251度27分48秒 220.69メートルの地点

ノの地点 𠂔の地点から 149度48分12秒 103.05メートルの地点

ホの地点 ノの地点から 68度51分01秒 221.67メートルの地点

ムの地点 ホの地点から 10度36分40秒 29.75メートルの地点

(3) 面積

22,414.29平方メートル

4 埋立地の用途

かき殻利活用施設用地及び道路用地

5 埋立て免許年月日及び番号

平成14年11月22日 石川県指令河第2420号

平成19年12月10日 河第1909号

(工事しゅん功期間の伸長)

6 法第22条第3項の市町名

七尾市

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年1月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
小 幡 美 智	県内全域	珠洲市野々江町二部1番地1 珠洲市総合病院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う二類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年1月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
覚 知 泰 志 谷 悠 紀 子 山 村 健 太	県内全域	金沢市赤土町二13番地6 石川県済生会金沢病院

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成25年1月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド金沢福久店

金沢市南森本町二6番地2ほか15筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年 8 月29日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,992平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
139台
 - (2) 駐輪場の収容台数
97台
 - (3) 荷さばき施設の面積
59平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
31立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分から午後10時30分 (一部は、午後10時) まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
5 箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 8 時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成24年12月28日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
平成25年 1 月15日から同年 5 月15日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成25年 5 月15日
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成25年 1 月16日から同年 2 月14日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として (県を代表する者は、知事となる。)、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成25年 1 月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
東 馬 場 地 区	県 営 ほ 場 整 備 事 業 (面 的 集 積 型)	県 営 土 地 改 良 事 業 変 更 計 画 書 の 写 し	中 能 登 町 役 場